

防人衛（事）第 2 9 3 号
令和 7 年 5 月 1 3 日

大臣官房長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

事務次官
(公印省略)

ギャンブル依存症に対する理解を深めるための取組について（通達）

標記について、下記のとおり実施するので通達する。

記

1 趣旨

精神疾患の一つであるギャンブル依存症は、金銭トラブル等により周囲の人間関係にも深刻な影響を及ぼすこともあることから、ギャンブル等依存症対策基本法（平成 3 0 年法律第 7 4 号）第 1 2 条第 1 項に基づき策定されたギャンブル等依存症対策推進基本計画に沿って、政府はギャンブル依存症に対する対策を総合的かつ計画的に推進している。

これを踏まえ、ギャンブル依存症に対する隊員等（自衛隊法（昭和 2 9 年法律第 1 6 5 号）第 2 条第 5 項に規定する隊員及び自衛隊法施行令（昭和 2 9 年政令第 1 7 9 号）第 1 条第 2 項に規定する部局に勤務する職員をいう。以下同じ。）の理解を深めるとともに、職場においてギャンブル依存症が疑われる隊員等がいる場合に適切に対処する取組を推進する。

2 実施する取組

大臣官房長、防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長及び防衛装備庁長官（以下「大臣官房長等」という。）は、次の取組を実施するものとする。

(1) ギャンブル依存症に関する基礎知識及び対処要領の修得の推進

各部隊等における部外講師による講演や新隊員教育等の機会を捉え、別紙を活用したギャンブル依存症に関する基礎知識及び対処要領について、隊員等の理解を深める機会を設ける。

(2) 啓発ポスター

人事教育局衛生官から別途送付する啓発ポスターを隊舎出入り口、トイレ等の隊員等が目につきやすい場所に掲示し、周知を図る。

3 取組状況の報告

大臣官房長等は、別途通知する要領により取組状況を報告するものとする。

添付書類：別紙

ギャンブル依存症について

1 ギャンブル依存症に対する正しい認識

(1) ギャンブル依存症は病気であること

「本人の意思が弱いから」、「だらしがないから」、「ダメな人間だから」など、パーソナルな問題と思われがちであるが、依存症は、ドーパミンという脳内にある快楽物質が機能不全に陥ることで発症する病気である。

孤独感や不安感、大切な人を失った、目標を見失った喪失感など、様々な生きづらさを抱えている人が、一時的に気を紛らわせるためにギャンブルを始め、繰り返し行っているうちに依存症になってしまうケースもある。

依存症は「否認の病」であり、「自分で病気を認められない」状態になるため、本人が病気と認識し自ら治療に繋げることが難しい。

(2) 適切な治療をすれば回復できること

ギャンブルでの勝敗に伴い快楽を得るという回路が脳内にできあがってしまうと、自らの意思で脳を以前の状態に戻すことは難しいが、様々な助力により回復に向かっていくことはできる。

具体的には、専門医療機関の受診のほか、ギャンブル依存症の問題を抱えた人同士によるミーティングや情報交換により回復を目指す自助グループに参加する方法やリハビリ施設を利用する方法がある。

2 部下や職場にギャンブル依存症が疑われる隊員等がいる場合、部下から相談があった場合等の正しい認識及び対応

(1) 説教や部下の金銭管理を行うことは改善につながらないこと

やめたくてもやめることができないという病気の症状であるため、むしろ精神的に追い詰めることにしかない。

(2) 専門医療機関の受診等により治療に向かわせることが重要であること

やめたくてもやめることができないという病気の症状に共感を示しつつ、専門医療機関の受診又は自助グループへの参加を勧める。

3 ギャンブル依存症を未然に防ぐために職場で注意すること

(1) 職場にギャンブルを持ち込まない（話題にしない、誘わない）こと

職場にギャンブル好きな隊員等がいると、ギャンブルに誘うといったことがあるが、職場の人間関係は、上司の意向には反対しづらい、断りにくいなどの同調圧力につながりやすい。

(2) 隊員等の間での金銭の貸し借りはしないこと

隊員等に借金を申し込むようになった時は、相当金銭に行き詰っている状況がほとんどである。金銭を貸与することで「助けた」ような気持ちになるが、実際は状況をますます悪化させ、ギャンブル依存症という病気を進行させてしまうこととなる。

4 相談先

- (1) (公社) ギャンブル依存症問題を考える会 TEL070-4501-9625
- (2) (NPO) 全国ギャンブル依存症家族の会 TEL090-1404-3327